

寄附金税額控除に係る特例制度を利用される方へ

寄附金税額控除に係る特例制度（以下「ワンストップ特例」という。）とは、寄附先の自治体が5団体以内で、確定申告や市民税・県民税申告をしない方が「ふるさと寄附金」をした際に申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、寄附した年の翌年度の市民税・県民税で控除を受けられる制度です。

【流山市へ提出する書類】 ※ 提出期限：寄附した翌年の1月10日まで（消印有効）

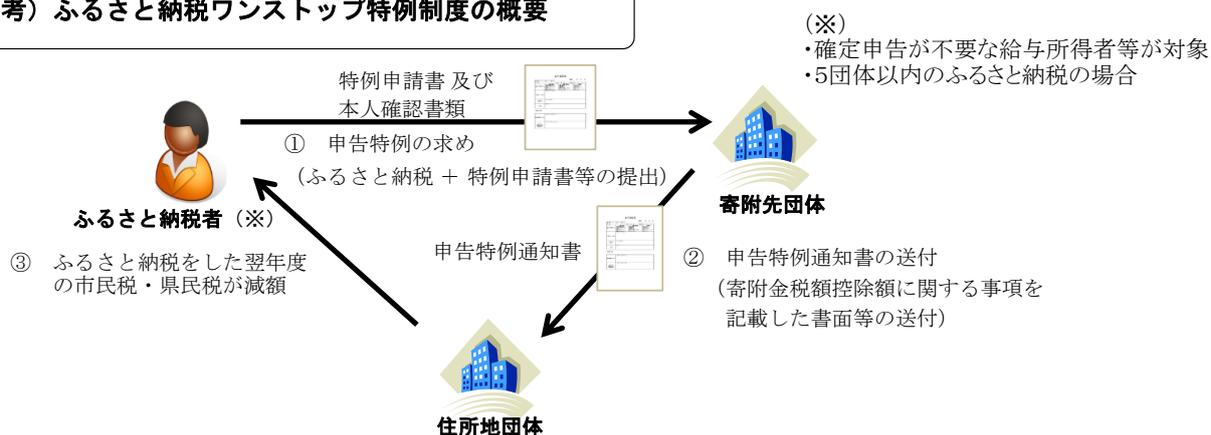
（1）「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」

⇒ 別紙の記入例を参考にし、申請書の太枠で囲われた箇所を全て記入してください。

（2）個人番号に係る本人確認書類

⇒ 裏面を参照してください。

（参考）ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要



【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請される方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告または市民税・県民税申告をした。
- ・6団体以上にワンストップ特例を申請した。
- ・ワンストップ特例を申請した後で市外へ転出するなど、申請書の記載事項に変更があったにもかかわらず、寄附先の市区町村に変更届出書の提出をしていない。

※ 寄附した翌年の1月10日までに寄附先の市区町村に届け出がされれば、特例が適用されます。

⇒ ワンストップ特例が適用されなくなった方が、控除の適用を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金の申告も含めて行ってください。

（裏面に続く）

※ 個人番号の記載について

マイナンバー法施行に伴い、平成28年1月1日以降に寄附した分についてワンストップ特例を申請される方は、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。

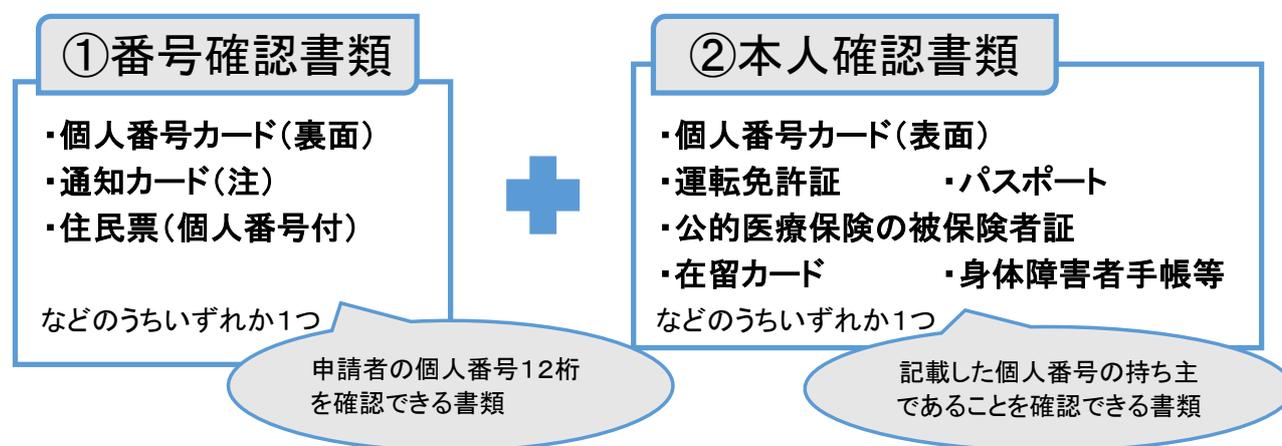
1 個人番号の記載箇所について

申請書上部の個人番号欄に12桁の個人番号を記載してください。

住 所	フリガナ	
	氏 名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	明・大・昭 平・令

2 寄附をされた方（申請者）の番号確認及び本人確認について

申請を受け付けする際に、申請者の個人番号の確認及び本人確認をさせていただきます。下記のとおり、書類等を用意くださいますようお願いいたします。



注：「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されましたが、「通知カード」に記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※ 窓口にて「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出する場合
⇒ 上記①及び②の確認書類を提示してください。

〔 窓口で申請者以外（代理人）が申請書の提出をする場合は、申請者の個人番号と身元の確認を行いますので、確認書類をお持ちください。 〕

※ 郵送にて「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出する場合
⇒ 上記①及び②の確認書類のコピーを添付してください。

提出・問い合わせ先

(1) 申告特例申請書、届出書の提出先 各基金の担当部署へ、直接書類を提出してください。	(2) ワンストップ特例制度に関すること 流山市役所 財政部 市民税課 〒270-0192 流山市平和台1-1-1 TEL：04-7150-6073 FAX：04-7159-0946
---	--